写

７足総副ガ収第９８号
令和７年５月９日

足立区監査委員　様

足立区長　近藤　やよい

令和６年度指定管理者監査結果報告書の
指摘事項に対する措置事項について（回答）

令和７年３月２６日付６足監発第１７３４号により提出された令和６年度指定管理者監査結果報告書の指摘事項に対して、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第１９９条第１４項の規定に基づき通知いたします。

記

１　指摘事項
施設の安全管理について〈地域文化課〉

２　措置内容
別紙「令和６年度　指定管理者監査結果報告・措置事項」のとおり

【担当】
ガバナンス担当部ガバナンス担当課
内線１３５５

令和６年度　指定管理者監査結果報告・措置事項

（１）指摘事項

指　摘　事　項	措　置　事　項
施設の安全管理について 足立区こども未来創造館及び足立区西新井文化ホールは、区及び区教育委員会と指定管理者が基本協定及び年度ごとの協定を締結し、これに基づいて当該指定管理者が施設の管理運営を行っている。令和５年度協定書では、設備維持保全について「定期点検等で出た不具合指摘事項については、適切に対応し、事故・故障等を未然に防止すること。」と規定されている。 この協定における施設の設備維持保全について監査したところ、以下のような不適切な処理が認められた。 当該指定管理者は、協定に基づく消防設備等の点検を令和６年３月１１日～１２日に実施した。その結果、防火扉について物品による閉鎖障害があること及び、防火シャッターについて障害物による閉鎖障害があることを指摘されていたが、監査日現在においても改善されていなかった。 防火シャッターの閉鎖障害については、建物の構造上から、すぐに改善することは困難と思われるが、防火扉の閉鎖障害については、令和２年９月から令和６年９月までの計９回の点検時に同様の指摘が繰り返されており、扉前の物品を片付ければ容易に対応可能であるにもかかわらず、長期間にわたり是正されていない。 当該施設を所管している地域文化課において、点検時における指摘事項の是正状況について確認を怠っていたことは、不特定多数の人が利用する公共施設の安全管理に問題があると言わざるを得ない。 今後このようなことが繰り返されないよう必要な改善措置を	**施設の安全管理について** １　防火扉 （１）事実関係 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、館内の空気循環を目的に、令和２年から防火扉前スペースに大型扇風機を設置し、稼働していました。 令和２年９月から令和６年９月までの９回にわたり、消防設備点検で障害物による防火扉の閉鎖障害について指摘を受け、都度、防火扉前から移動していましたが、監査日当日、防火扉前に扇風機が置かれ、閉鎖障害は改善していませんでした。 （２）原因 ア　消防設備点検での指摘後、施設責任者により障害物を防火扉の開閉に支障がない場所へ移動する対応を講じましたが、職員間での指摘内容の共有が不十分であり、日々業務を行う中で少しずつ横にズレ、元の場所に戻されていました。 イ　日常点検での確認が実施されていませんでした。 ウ　電話での改善指示のみで、改善後、地域文化課による現地確認を行っていませんでした。 エ　危機管理に対する認識が不足していました。 （３）改善措置・再発防止策 ア　改善措置 指定管理者から改善報告書の提出を受け、地域文化課職

令和６年度　指定管理者監査結果報告・措置事項

（１）指摘事項

指　摘　事　項	措　置　事　項
講じられたい。 ＜地域文化課＞	員が現地を確認し、障害物（大型扇風機）が撤去され、防火扉前の閉鎖障害への改善対策が講じられていることを確認しました。 イ　再発防止策 （ア）防火扉に注意喚起ポスターを掲示しました。 （イ）防火扉前の床面に注意喚起のテープを貼付しました。 （ウ）朝礼での確認事項追加や業務マニュアルへの追記により、全職員へ周知しました。 （エ）毎朝の始業前点検項目に「防火扉の前に障害物がないことを確認」することを追加しました。 （オ）定期点検後、指摘事項がある場合は、速やかに地域文化課へ改善計画書を提出します。 （カ）改善報告後、地域文化課職員が現地確認を実施し、今後も定期的に確認を行います。 （キ）危機管理研修を指定管理事業者職員、地域文化課職員ともに受講し、危機管理意識の向上に努めます。 現場写真

令和６年度　指定管理者監査結果報告・措置事項

（１）指摘事項

指　摘　事　項	措　置　事　項
	２　防火シャッター （１）事実関係 居室を区切る場所に防火シャッターが設置されており、シャッター枠の下部に約２ｃｍの段差があります。 部屋を移動する際、段差につまずき転倒する事例が相次いだため、段差上に金属製のスロープを被せて段差を解消させる対応を講じていましたが、消防設備点検においてスロープが防火シャッターの降下地点に設置されていたことから閉鎖障害の指摘を受けました。 （２）原因 建物の構造上、段差解消には大規模な改修が必要であり、早急な対応が出来ないことから、転倒防止対策としてスロープを設置していました。 （３）改善措置・再発防止策 ア　改善措置 （ア）シャッター横に遊技受付があり、常に職員が配置されています。 有事の際は、遊技受付の職員がスロープを除くことを徹底し、閉館時は設置しないことで、火災時、防火シャッターの閉鎖障害が生じない対応をしています。 以前は、２ｃｍ程の段差に金属製のスロープを被せて対応していましたが、重量があり移動させることが困難でした。 対策として、布製のマットでカバーする対応でも、つ

令和６年度　指定管理者監査結果報告・措置事項

（１）指摘事項

指　摘　事　項	措　置　事　項
	まずく事案がほとんどなく、支障は生じないことから、容易に移動が可能な軽量の布製マットへ変更しました。 現場写真 （イ）情報共有のため、シャッター横の遊技受付担当の業務マニュアルに、有事の際はマットを除くことを追記しました。 （ウ）防災訓練でマットを除くことを訓練内容に加えます。 （エ）大規模改修時に段差を解消するよう進めていきます。 （オ）大規模改修前においても、引き続き、有効な転倒防止対策について検討を行っていきます。 ＜地域文化課＞